

## 令和6年第8回土佐町農業委員会

- 1.開催日時 令和6年9月27日 午前9時00分～11時30分
- 2.開催場所 土佐町役場2階会議室
- 3.出席委員 (11名)
  - 1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・5 窪内一雄・7 西村園・8 和田勇・
  - 10 細川盛次・12 西村美佐江・13 澤田順一・14 川村耕貴
- 4.欠席委員 (3名) 4 宮元務・6 仁井田亮一郎・9 西村尚・11 近藤秀幸
- 5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加
- 6.議事日程
  - 議案審議
    - 第1号議案 非農地証明について
    - 第2号議案 土佐町農用地利用集積計画について

### 7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は4番 宮元務委員、6番 仁井田亮一郎委員、9番 西村尚委員、11番 近藤秀幸委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和6年第8回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。3番 藤尾建委員、12番 西村美佐江委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案 非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回1件の申請がありました。

事務局:【内容説明】

会長:和田委員より補足説明はありませんか。

和田委員:ありません。

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、第2号議案、土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局:第2号議案 農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農地法ではなく農業基盤強化法に基づきます。農業委員会の意見をきき、問題なし、となると町長の告示をもって効力が発生します。今回は1件の諮問がありました。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は10月28日、月曜日、9時から開催します。

会 長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第8回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員長

式地 数一

議事録署名委員

藤屋 建

議事録署名委員

西村 美佐江